



9月3日、災害が発生した場合に、防災関係機関との連携を図りながら適切な行動ができるようにと「第1回岩井第二地区・岩井第二小学校合同防災訓練」を開催しました。

同訓練は、“地域と学校が連携した県の防災教育事業”として同小学校区がモデル地域となり、学校・家庭・地域・行政が連携を図りながら実施。当日は、児童や保護者、地域住民、合わせて1,000人を超える多くのかたが参加され、はしご車や給水車体験、非常食体験、煙体験、救急救命体験など、さまざまな防災体験を行いました。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除対象は、平成29年1月から12月までに納めた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付されたかたには、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られます。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。